

一般社団法人広島県障害者スポーツ協会
全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会出場チーム交付金交付要綱

平成28年10月19日施行

平成30年 4月 2日改定

(目的)

第1条 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）は、広島県内の障害者スポーツの普及や競技力向上等による障害者スポーツの振興を図るため、全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会（以下「予選会」という。）に出場した競技チームに対して、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付金の交付について必要な事項を定める。

(財源)

第2条 交付金の財源は、一般会計予算とする。

(交付対象)

第3条 広島県代表チームとして、全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会に出場し、障害者スポーツの普及や競技力向上等による障害者スポーツの振興を図る競技チームとする。

(交付額)

第4条 協会の予算の定めるところにより、一チームにつき、5万円以内とする。

(交付申請)

第5条 前条の規定により交付金の交付を受けようとする競技チームは、別紙交付申請書により、予選会の主催者が作成したプログラム等の出場を証する関係資料を添付して、協会会長に申請を行うものとする。

(交付金の交付)

第6条 協会会長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、交付金の交付が適当であると認めるときは、申請チームが指定する金融機関の口座に交付金を振り込むものとする。

(関係資料の保存期間)

第7条 交付申請に係る関係資料の保存期間は、当該交付金を交付した日から起算して5年を超過した日の属する協会の会計年度の末日までとする。

(雑則)

第8条 本交付金の交付について必要な事項は、協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。